平成２３年（フ）第２６８３号
横浜市戸塚区原宿２丁目12番28―102号
債務者　嶋田　知子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６２号
静岡市駿河区大谷2335番地の２　センチュリーⅠ203号
債務者　新樂　忠之
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３号
北海道旭川市住吉４条２丁目３番23号　フロイデ峰101号室
債務者　宮崎　裕美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６９号
北海道旭川市永山４条11丁目１番24号　ピュアキティ203
債務者　木村真理恵（旧姓樋口・佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
静岡県富士市日乃出町64番地の10　スウィングビルⅣ―303号、住民票上の住所富士市伝法1881番地の４　リセーヌ富士203号
債務者　木下　克巳
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１７９号
静岡県富士市厚原1220番地の３、前住所静岡県富士市松岡64番地の13
債務者　藤本　咲子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２２３号
東京都調布市染地３丁目５番地170
債務者　前田　知美（旧姓飯山）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２５７号
東京都八王子市元八王子町２丁目1042番地13
債務者　平井　龍太
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０１号
東京都立川市栄町５丁目63番地の２都営栄町アパート１棟101号
債務者　菊地　里美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０３号
静岡市清水区高橋６丁目５番24号
債務者　植原きよみ
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０４号
静岡市葵区城東町25番７号
債務者　八木　　彰
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０５号
静岡市葵区城東町25番７号
債務者　八木ふじの
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１２号
静岡市清水区上清水町５番36号　中村アパート２Ｆ―Ｄ
債務者　柴山　富子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３９号
静岡市駿河区桃園町19番10号　下川原団地10棟506号
債務者　長橋　久江
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１３４４９号
東京都中央区日本橋小舟町３番７号
破産者　株式会社ＴＭＣ
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部